

ふじみ野市立文化施設条例新旧対照表

改正案	現行									
別表第1(第10条関係)	別表第1(第10条関係)									
1 東文化施設ホール等 (略)	1 東文化施設ホール等 (略)									
2 東文化施設屋外イベントスペース										
<table><tr><td> 時間 施設名 </td><td> 午前9時から正午まで </td><td> 午後1時から午後5時まで </td></tr><tr><td>屋外イベントス</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>ペース</td><td>2, 250</td><td>3, 000</td></tr></table>	時間 施設名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	屋外イベントス	円	円	ペース	2, 250	3, 000	
時間 施設名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで								
屋外イベントス	円	円								
ペース	2, 250	3, 000								
3 東文化施設その他の施設 (略)	2 東文化施設その他の施設 (略)									